

構造NEWS



建築法令関連情報 . . .

技術基準解説書の『Q&A』が追加・修正されました
 技術基準解説書の『追補』が更新されました
<http://www.icba.or.jp/kenchikuhorei>

適判関連情報 . . . 各県適判機関の一覧です

待つ県 <http://goo.gl/4BT1nP>
 清流の国 <http://goo.gl/lqoW5j>
 e-すまい <http://goo.gl/wFqdB4>
 ふじのくに <http://goo.gl/4GhIEy>

AIJの講習会情報 . . . 3月2日鋼構造塑性設計指針など

<http://www.aij.or.jp/index/?sc=eventlist>

ERIの構造Q&A



遠方の地域での計画があるのですが
 名古屋支店で審査をしてもらうことは
 できるのでしょうか？

もちろんできますよ！日本全国、
 どの地域の計画でも、名古屋支店で
 審査することが可能です。例えば
 構造は名古屋支店、意匠は東京支店
 というケースもできますよ！



ERI-1 グランプリ ~あと施工アンカーについて~

新築現場から施工が簡単だから柱脚アンカー
 ボルトを「あと施工アンカー」にしたいと言
 われて、「ERI」に相談したらダメって言われ
 ちゃったよ



この前俺も「耐震補強」にあ
 と施工アンカーを使ったばっか
 りだよ！

よし、俺たちで法令集・告示を紐解
 いて何故ダメなのか調べてみよう！



平13国交告1024号第1第十四号に
 「既存の鉄筋コンクリート造
 等の部材とこれを補強する
 為の部材との接合に用いる
 もの」として許容応力度が定めら
 れている様だな！



何〜、てことはその既存のなんちゃら以外には「許
 容応力度が定められていない」ということにな
 るじゃないか

令第82条第三号に「・・・各許容応
 力度を超えないことを確かめ
 ること。」とされているがこれでは
 やりようがないな



つまり、許容応力度計算が必要となる
 新築物件には「令第82条各号」
 の規定が準用される為、許容応力度
 が定められていないあと施工アンカーは
 「使用不可」という事になるんだ！

書籍「目からウロコの建築確認の
 ポイントQ&A改訂版(絶賛発売
 中)」にも同様な説明があるからそ
 ちらも目を通してねっ



ジャンガ
 ジャンガ



画像は株式会社ワタベセンターインテックのPRスタッフを引用。

編集後記



東谷山フルーツパークでは、一足先に寒梅が見頃
 を迎えていました。他の木々達も春が待ち遠しそ
 うでしたが、満開の花とのコントラストが四季の
 移り変わりを物語る様で感慨深かったです。



2月19日、東谷山フルーツパークにて